

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案の概要について

1 小売物価統計調査の概要

小売物価統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的として、小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第6号）の定めるところにより実施している調査です。

2 改正の概要

小売物価統計調査に係る調査の方法については、現行の小売物価統計調査規則第10条において規定していますが、今後、新製品の急速な普及や消費パターンの急激な変化が起こった場合等に、都道府県に設置される調査員の負担増加を抑制しつつ、総務省が機動的に調査することを可能とするため、調査員が調査を行うこととしている品目のうち、消費パターンの変化等が起こることが想定される別表の一の項に掲げる品目について、小売物価統計調査の精度を確保するため必要があるときは、総務大臣が調査員に代わって調査を行うことができるよう、消費者物価指数の基準改定に合わせて、小売物価統計調査規則に所要の規定を追加します。

3 今後の予定

公布日：平成27年12月

施行日：平成28年1月